

# 札幌遠友塾・内規

札幌遠友塾自主夜間中学

## 1. 授業料について

- ・受講生から受け取る授業料は、月当たり1,000円とし、年間当たり10カ月分とする。
  - －10か月の理由は、実質授業日数相当とする為で、およそ、春、夏、冬の休曜日数相当分は2カ月分に当たる
  - －この2カ月は4月と8月として、この月の授業料は不要
- ・1か月通じて授業を休んだ場合は、その月の授業料は不要とする。

## 2. 受講生の入学条件

- ・戦争や家庭の事情、病気などで小学校、中学校に行けなかった人
- ・形の上では小学校、中学校を卒業していても、生活上で不便を感じていて、基礎的な勉強をもう一度したい人
- ・現在、さまざまな理由で中学校に行っていない人

## 3. スタッフの登録条件と登録手続き

- ・登録条件
  - －1か月内に3回以上、または2カ月間に渡る場合は4回以上の授業見学
  - －授業日の2/3を目安に、出席が可能である事
  - －授業の出席が少ない場合でも、特別な技術・支援をもって参画出来る事
- ・手続き
  - －スタッフ登録票に記載し提出する
  - －代表がクラスチーフと相談しクラス所属を決める
  - －全体会議、「はじめの会」にて紹介されること

## 4. 費用支出

- ・遠友塾活動に関わった費用は遠友塾会計より支出する。
- ・原則、支出者は立て替え払いをし、その領収書をもって会計に請求し支払を受ける。
- ・また、会計より仮払いを受けて支出し清算することが出来る。
- ・事情により領収書等がない場合は、会計にて事情を把握し、支払い証明書を発行し支払いをする。

## 5. 受講生・スタッフの全員を対象とした、「ボランティア保険」の加入

- ・往復の通学を含め、遠友塾の活動に関わった時に生じたケガ・食中毒などに対して保険料に見合った補償がされる。
- ・保険料は、現在一人当たり年間300円を遠友塾会計より支払っている。

## 6. 旅費関係費用支出

- ・外部への各種会議等に出席の場合
  - －受講生の場合は、交通宿泊費等は自宅を起点として支払う
  - －スタッフの場合の交通宿泊費
    - ①道内の場合は、原則自宅を起点として支払いをする。
    - ②道外の場合は、原則千歳空港と当該地の空港間の旅費と宿泊費を支払うが、札幌圏より遠隔地を自宅とする場合は適宜配慮する。
- ただ、当該会議等への参加が2回目以降の場合は、予算の範囲内で、新規参加者費用分を除外した余剰分を支払に充てる。複数の場合は人数割りとする。  
(例：全国夜間中学校研究全国大会、すべての人に義務教育を専門委員会)
- －遠友塾を代表して、又、遠友塾よりの要請にて出席の場合は、原則自宅起点として支払いをする。
- －他、この規定に無い事例においては、事務局にて検討決定し、全体会議にて報告する。

## 7. 商行為、商品・サービス等の斡旋・紹介の禁止

- ・原則、受講生及びスタッフへの、授業に関わらない商売活動や斡旋紹介は禁止する。

## 8. スタッフに対する、「活動補助費」の支給

- ・活動1日1回に対して150円の支給
- ・対象活動は「授業日程表」にある授業、入学式、卒業式、クラス発表忘年会
- ・その他、全体会議、スタッフ説明会、袋詰め作業、事務局会議
- ・支給は、年2回、3月と9月に行う。

## 9. 守秘義務

- ・スタッフは授業及び会議などで知り得た個人情報について守秘義務を負う。

## 10. 弔慰

- ・現役の受講生並びにスタッフが死亡の場合、遠友塾は弔慰金を支出することができる。

## 11. その他

- ・その他、規約、内規の定めがない事例などで、緊急の場合は、事務局内の連絡によって決定実施し、全体会議にて報告する。
- ・今後起こる新たな事例、また改善修正のことは、この内規に定める。

(付則)

1. 制定 2011年 9月 17日